平成２９年（フ）第１８号
熊本県荒尾市桜山町３丁目16番５号１　桜山団地市営住宅27号
債務者　黒田　賢次
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第５２号
山口県下関市長崎町１丁目３番24号　西富荘２号
債務者　大田美知子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
山形県新庄市金沢1820番地の１　ＭＭ21　201
債務者　齋藤　浩幸
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第７０号
神奈川県横須賀市池上５丁目６番３号ハイツＹＫ102
債務者　高野　一隆
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７５号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目16番１号　レオパレス久里浜第８－201
債務者　田代　剛士
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７８号
和歌山県岩出市波分203番地の１（703号）
債務者　上赤坂陽介
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７９号
和歌山県岩出市波分203番地の１（703号）
債務者　上赤坂千恵
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３号
和歌山市有本85番地１　江川アパート８号室
債務者　三嶋　晴美
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２２号
沖縄県浦添市仲西１丁目２番６－301号　グランドール仲西
債務者　西原幸一郎
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１２６号
沖縄県南城市大里字大城675番地１　ライフコート　２－Ｂ号室
債務者　平良　真子（旧姓儀間・奥原）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３４号
山口県防府市大字新田1004番地の７
債務者　仲野　　一
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
和歌山市関戸５丁目４番４号
債務者　田中孝直こと　田中　**隆**雄
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３７７１号
東京都北区赤羽西４丁目27－14　ビラ赤羽３号101号
債務者　東内　昇平
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７９６号
東京都葛飾区西新小岩３丁目13－３
債務者　池田　　忠
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７９７号
東京都中央区勝どき５丁目８－７－1202
債務者　高橋　　悟
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８０１号
東京都中野区本町４丁目44－14－606
債務者　山田　　肇
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部